

事務総局会議（第29回）議事録	
日時	令和元年11月12日（火）午前10時00分～午前11時02分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官、成田民事局第一課長
議事	<p>1 令和2会計年度における協議会等開催計画について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 会計課長協議会の開催について 笠井経理局長説明（資料第2）</p> <p>3 執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正する規則について 門田民事局長説明（資料第3）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 3</p> <p>◎ 了承 1, 2</p>
秘書課長 大須賀 寛之	

## 令和2会計年度における協議会等開催計画

(中央協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	長官、所長会同	6月17日、 18日	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	総務局	84人
2	長官事務打合せ	11月19日、 20日	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	3月12日 (予備日: 3月4日、10日)	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁事務局長事務打合せ	10月2日、 2月26日 (2回)	1日	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
5	高裁総務課長等事務打合せ	11月12日	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長及び文書企画官	総務局	16人
6	高裁首席書記官事務打合せ	11月6日	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
7	人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	5月	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	8人
8	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
9	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人	人事局	16人
10	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	9月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
11	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長)	1月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
12	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び総括企画官、会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
13	経理事務打合せ(高裁会計課長)	2月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び総括企画官、会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
14	民事事件担当裁判官等事務打合せ	12月上旬	半日(午後のみ) 又は1日	1 ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用の定着に向け、考慮すべき事項について(フェーズ1関係) 2 民事訴訟手続の在り方を見直し、より充実した審理を実現するために検討すべき課題等について(フェーズ2、3関係)	1 各高等裁判所及び各地方裁判所の民事事件担当の裁判官各1人(東京高等裁判所については、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所から1人ずつの合計2人) 2 各高等裁判所及び各地方裁判所の民事首席書記官又は民事次席書記官各1人(東京高等裁判所については、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所から1人ずつの合計2人)	民事局	約118人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
15	専門部等裁判官事務打合せ	1月下旬～2月上旬	1日	1 専門的知見のより効果的な取得・活用のために、庁又は部の取り組むべき課題と方策 2 専門部等における各分野の専門性をその他の庁に広げていくために、庁又は部として取り組むべき課題と方策 3 関係機関等との連携のために、庁又は部として取り組むべき課題と方策	各地裁の民事部のうち、医療、建築、商事、交通、行政、労働、知財事件を担当する専門部又は集中部の部総括又は右陪席裁判官（各専門分野から原則として1名）	民事局 行政局	約50人
16	調停委員協議会及び調停委員表彰式	10月22日	1日	1 調停制度の在り方に関し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	58人
17	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	8人
18	後見関係事件事務打合せ	7月8日	0.5日 又は1日	後見関係事件の運用に関する連絡協議	1 高裁の民事次席書記官1名 2 高裁の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名 3 高裁の所在地を管轄する家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名 4 高裁の所在地を管轄する家裁の家事の首席書記官又は家事の次席書記官のいずれか1名 5 高裁の所在地を管轄する家裁の総務課長1名	家庭局	40人

## (ブロック協議会等)

## 令和2会計年度における協議会等開催計画

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	総務課長等協議会	12月～翌年2月	1日	総務事務全般に関する諸問題	1 高地家裁総務課長 2 高地家裁文書企画官、高地家裁総務課長補佐、専門官のうち高裁が担当と認めるもの	各高裁所在地から開催地を選定予定（合同開催）	総務局	約118人
2	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の裁判官（具体的な対象範囲は未定）	各高裁所在地から開催地を選定予定（一部合同開催）	総務局	未定
3	人事関係事務協議会	(未定)	1日	人事事務の処理に關し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定（合同開催）	人事局	116人
4	人事管理協議会	9月～10月	1日	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長、地・家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定（合同開催）	人事局	約130人
5	人事担当課長等協議会	10月～12月	1日	人事事務全般に関する諸問題	1 各高等裁判所の人事課長及び人事課課長補佐等 2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の人事担当課長	各高裁所在地から開催地を選定予定	人事局	116人
6	経理関係事務協議会	(未定)	0.5日	経理事務の処理に關し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び会計課長、地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定（合同開催）	経理局	110人
7	会計課長協議会	1月～2月	1日	予算の適正執行及び効率的執行に關し、考慮すべき事項	高裁の会計課長及び地家裁の会計課長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定（合同開催）	経理局	61人
8	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に關し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定（原則として4月～7月）	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
12	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
13	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定（9月～11月）	1日	1 民事・家事調停の運営に關し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
14	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定 (6月～12月)	1日	借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定
15	新任司法委員研修会	各地裁で決定 (1月～3月)	0. 5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
16	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
17	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定
18	民事事件担当裁判官等協議会	7月頃	1日	民事訴訟手続の更なる運営改善に向けて、争点中心の審理を実現するための課題と方策等について	1 全地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官各1名 2 全地方裁判所の首席書記官又は次席書記官 3 各ブロックの高等裁判所の裁判官1名、首席書記官	(合同開催) 東京 (東京、仙台、高松) 大阪 (大阪、広島、札幌) 名古屋 (名古屋、福岡)	民事局	166人
19	刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	1 裁判員裁判の運用上の課題 2 その他刑事事件の処理に関し考慮すべき事項	高・地裁の裁判官	(合同開催) 4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	68人
20	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
21	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	0. 5日	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方にに関して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健參與員候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
22	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員(高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定)	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
23	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定 (4月～翌年3月)	1日	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各地裁で決定
24	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁 (東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁)	刑事局	各高裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
25	法廷通訳フォローアップセミナー	東京、大阪各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局	各高裁で決定
26	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定(7月～翌年3月)	0. 5日	1 保護観察の実情について 2 その他	地裁の裁判官(支部を含む)及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
27	検察審査会事務局長研究会	6月～10月	0. 5日	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会(複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会)の事務局長	(一部合同開催) 3～4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	50人
28	労働審判員研修会	各地裁で決定 (4月～6月)	1日	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
29	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
30	知的財産権訴訟研究会	10月～12月	0. 5日	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注) 主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	22人
31	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	10月～12月	0. 5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員(知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る) (注) 主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	知財高裁で決定
32	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定(原則として4月～7月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
33	家事調停委員研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
34	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
35	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
36	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (4月～翌年3月)	1日～ 2日	家事事件の処理に関して連絡調整をする事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
37	少年関係機関との連絡協議会	各家裁で決定 (4月～翌年3月)	1日～ 2日	少年事件の処理に関して連絡調整をする事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
38	新任参与員研修会	各家裁で決定 (1月～3月)	1日～ 2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
39	参与員研究会	各家裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～ 2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
40	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	首席家庭裁判所調査官の執務及び家庭裁判所調査官の調査事務等に關し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	(合同開催) ※予定 東京(東京、仙台) 大阪(大阪、札幌) 名古屋(名古屋、高松) 福岡(福岡、広島)	家庭局	50人
41	家事事件担当裁判官等協議会	各高裁で決定 (1月～2月)	1日	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官	各高裁 (一部合同開催) 東京 大阪(大阪、高松) 名古屋(名古屋、札幌) 広島(広島、仙台) 福岡	家庭局	各高裁で決定

(令和元年11月12日経監印)

令和元年度会計課長協議会の開催について

1 開催日程等

次のとおり共催とする。

主催（共催）府	期日	開催場所
東京、仙台高等裁判所	令和2年1月17日（金）	東京高等裁判所
大阪、福岡、札幌高等裁判所	令和2年2月4日（火） 及び同月5日（水）	大阪高等裁判所
広島、名古屋、高松高等裁判所	令和2年1月27日（月） 及び同月28日（火）	広島高等裁判所

2 協議事項

会計事務の処理に関し考慮すべき事項

3 協議員

- (1) 各高等裁判所の事務局会計課長（東京、大阪各高等裁判所は会計課長又は管理課長）
- (2) 各地方裁判所及びこれと同一所在地にある家庭裁判所の事務局会計課長（東京地方裁判所は経理課長、出納第一課長、出納第二課長、出納第三課長又は用度課長、大阪地方裁判所は経理課長、出納第一課長又は出納第二課長、横浜、さいたま、千葉、京都、神戸、名古屋、福岡及び札幌各地方裁判所並びに東京家庭裁判所は経理課長又は出納課長）のいずれか1人（東京は3人、大阪は2人）

合計61人

(令和元. 11. 12 民三印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正する規則（改め文）
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文（民事執行規則等の一部を改正する規則（令和元年10月30日成立）による改正を反映したもの）

理由

最近における経済事情の変動及び執行官の事務処理の実態に鑑み、執行官の手数料の一部を増額する必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

## 執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）

新

旧

(訴えの提起前における証拠収集の処分)

第三条の二 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）

第一百三十二条の四第一項第四号の処分による物の  
形状、占有関係その他の現況の調査（法第八条第  
一項第一号の二）の手数料の額は、二万六千五百  
円とする。

(訴えの提起前における証拠収集の処分)

第三条の二 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）

第一百三十二条の四第一項第四号の処分による物の  
形状、占有関係その他の現況の調査（法第八条第  
一項第一号の二）の手数料の額は、二万四千円と  
する。

2 前項の現況の調査を行うべき場所に臨んだ場合

2 前項の現況の調査を行うべき場所に臨んだ場合

において、執行官の責めに帰することができない事由によつて同項の現況の調査を実施することができなかつたとき（法第八条第二項第一号）の手数料の額は、九千円とする。

（差押え等）

第四条 差押え又は仮差押えの執行（法第八条第一項第二号）の手数料の額は、この規則に別段の定めがある場合を除き、執行すべき債権の額に応じて、それぞれ次の表に定める額とする。執行すべき債権の額が定まつていない場合の手数料の額は一万五千五百円とする。

執行すべき債権の額

手数料の額

執行すべき債権の額

手数料の額

において、執行官の責めに帰することができない事由によつて同項の現況の調査を実施することができなかつたとき（法第八条第二項第一号）の手数料の額は、八千円とする。

（差押え等）

第四条 差押え又は仮差押えの執行（法第八条第一項第二号）の手数料の額は、この規則に別段の定めがある場合を除き、執行すべき債権の額に応じて、それぞれ次の表に定める額とする。執行すべき債権の額が定まつていない場合の手数料の額は一万四千円とする。

二 十 万 円 以 下	四 千 円
二 十 万 円 を 超 え 五 十 万 円 以 下	六 千 五 百 円
五 十 万 円 を 超 え 百 万 円 以 下	八 千 円
百 万 円 を 超 え 三 百 万 円 以 下	一 万 五 百 円
三 百 万 円 を 超 え 千 万 円 以 下	一 万 三 千 円
千 万 円 を 超 え る も の	一 万 五 千 五 百 円

二 十 万 円 以 下	三 千 五 百 円
二 十 万 円 を 超 え 五 十 万 円 以 下	五 千 五 百 円
五 十 万 円 を 超 え 百 万 円 以 下	七 千 円
百 万 円 を 超 え 三 百 万 円 以 下	九 千 五 百 円
三 百 万 円 を 超 え 千 万 円 以 下	一 万 千 五 百 円
千 万 円 を 超 え る も の	一 万 四 千 円

2 前項に規定する事務に着手し、その目的を達することができない場合の手数料の額は、三千円とする。

(事件の併合等)

第五条 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百二十五条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による手続に係る事務を実施する場合（法第八条第一項第三号）又は仮差押えにより保全された債権に基づいて差押えをする場合の手数料の額は、執行すべき債権の額が二十万円以下のときは三千円、その他のときは第一条第一項に定める額の二分の一とする。ただし、

2 前項に規定する事務に着手し、その目的を達することができない場合の手数料の額は、二千五百円とする。

(事件の併合等)

第五条 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百二十五条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による手続に係る事務を実施する場合（法第八条第一項第三号）又は仮差押えにより保全された債権に基づいて差押えをする場合の手数料の額は、執行すべき債権の額が二十万円以下のときは二千五百円、その他のときは第一条第一項に定める額の二分の一とする。ただ

差押えに係らない物を同時に差し押された場合は、前条第一項に定める額による。

（換価のための引渡し）

第六条 換価のために動産（民事執行法第二百二十二条第一項に規定する動産をいう。第八条第三項、第十二条から第十四条まで及び第二十五条において同じ。）の引渡しを受ける場合（法第八条第一項第四号）の手数料の額は、四千円とする。ただし、引渡しを受けた際直ちに換価を行つたときは、第八条又は第九条の手数料のみを受ける。

2 前項本文に規定する事務に着手し、その目的を達することができない場合の手数料の額は、二千円とする。

し、差押えに係らない物を同時に差し押された場合は、前条第一項に定める額による。

（換価のための引渡し）

第六条 換価のために動産（民事執行法第二百二十二条第一項に規定する動産をいう。第八条第三項、第十二条から第十四条まで及び第二十五条において同じ。）の引渡しを受ける場合（法第八条第一項第四号）の手数料の額は、三千五百円とする。ただし、引渡しを受けた際直ちに換価を行つたときは、第八条又は第九条の手数料のみを受ける。

2 前項本文に規定する事務に着手し、その目的を達することができない場合の手数料の額は、千八百円とする。

## (配当要求)

第七条 配当要求に係る事務（法第八条第一項第五号）の手数料の額は、千円とする。

## (売却の実施等)

第八条 売却の実施（法第八条第一項第六号）の手数料の額は、売却金額に応じて、それぞれ次の表に定める額とする。

売却金額	手数料の額
一万円以下	千七百円

## (配当要求)

第七条 配当要求に係る事務（法第八条第一項第五号）の手数料の額は、九百円とする。

## (売却の実施等)

第八条 売却の実施（法第八条第一項第六号）の手数料の額は、売却金額に応じて、それぞれ次の表に定める額とする。

売却金額	手数料の額
一万円以下	千五百円

備考 (略)

2 売却を実施した場合において、適法な買受けの申出がないときは、その手数料の額は、千七百円とする。

3 (略)

(手形の支払のための提示等)

第九条 手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券について支払のための提示又は支払

の請求をする場合（法第八条第一項第六号）の手数料の額は、三千円とする。

2 (略)

備考 (同上)

2 売却を実施した場合において、適法な買受けの申出がないときは、その手数料の額は、千五百円とする。

3 (同上)

(手形の支払のための提示等)

第九条 手形、小切手その他の金銭の支払を目的と

する有価証券について支払のための提示又は支払の請求をする場合（法第八条第一項第六号）の手数料の額は、二千五百円とする。

2 (同上)

(動産の引渡し)

第十条 動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）を債務者から取り上げて債権者に引き渡す場合（法第八条第一項第七号）の手数料の額は、八千円とする。

2 (略)

(不動産の引渡し等)

第十一条 不動産又は人の居住する船舶等について債務者の占有を解いて債権者にその占有を取得させる場合（法第八条第一項第八号）の手数料の額は、一万七千円とする。

2 (略)

(点検)

(動産の引渡し)

第十条 動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）を債務者から取り上げて債権者に引き渡す場合（法第八条第一項第七号）の手数料の額は、七千円とする。

2 (同上)

(不動産の引渡し等)

第十一条 不動産又は人の居住する船舶等について債務者の占有を解いて債権者にその占有を取得させる場合（法第八条第一項第八号）の手数料の額は、一万五千円とする。

2 (同上)

(点検)

第十二条 差押え又は仮差押えの執行をした動産その他執行官の保管している物を債務者その他の者に保管させた場合におけるその状況の点検（法第八条第一項第九号）の手数料の額は、三千円とする。

（差押物の引渡命令の執行）

第十三条 民事執行法第二百二十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による決定により動産を取り上げる場合（法第八条第一項第十号）の手数料の額は、八千円とする。

第十二条 差押え又は仮差押えの執行をした動産その他執行官の保管している物を債務者その他の者に保管させた場合におけるその状況の点検（法第八条第一項第九号）の手数料の額は、二千五百円とする。

（差押物の引渡命令の執行）

第十三条 民事執行法第二百二十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による決定により動産を取り上げる場合（法第八条第一項第十号）の手数料の額は、七千円とする。

2 (略)

（執行処分の取消しによる物の引渡し）

2 (同上)

（執行処分の取消しによる物の引渡し）

第十四条 差押え又は仮差押えの執行をした動産その他執行官の保管している物を執行処分の取消として債務者その他これを受け取る権利を有する者に引き渡す場合（法第八条第一項第十一号）の手数料の額は、三千円とする。ただし、通知により引き渡す場合の手数料の額は、六百円とする。

（民事執行法の規定による援助）

第十五条 民事執行法第六条第二項又は第九十六条第二項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により援助をする場合（法第八条第一項第十二号）の手数料の額は、一万千円とする。

第十四条 差押え又は仮差押えの執行をした動産その他執行官の保管している物を執行処分の取消として債務者その他これを受け取る権利を有する者に引き渡す場合（法第八条第一項第十一号）の手数料の額は、二千五百円とする。ただし、通知により引き渡す場合の手数料の額は、五百円とする。

（民事執行法の規定による援助）

第十五条 民事執行法第六条第二項又は第九十六条第二項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により援助をする場合（法第八条第一項第十二号）の手数料の額は、一万円とする。

(財産の封印)

第十六条 破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百五十五条第一項の規定による財産の封印をする場合（法第八条第一項第十三号）の手数料の額は八千円とする。

2 (略)

(現況調査)

第十八条 不動産又は船舶の形状、占有関係その他現況の調査（法第八条第一項第十六号）の手数料の額は、四万三千円とする。

2 (略)

(差押不動産等の保全処分)

第十九条 民事執行法第五十五条第一項（第二号又

(財産の封印)

第十六条 破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百五十五条第一項の規定による財産の封印をする場合（法第八条第一項第十三号）の手数料の額は七千円とする。

2 (同上)

(現況調査)

第十八条 不動産又は船舶の形状、占有関係その他現況の調査（法第八条第一項第十六号）の手数料の額は、三万九千円とする。

2 (同上)

(差押不動産等の保全処分)

第十九条 民事執行法第五十五条第一項（第二号又

は第三号に係る部分に限る。）、第六十八条の二第一項、第七十七条第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）又は第一百八十七条第一項（同法第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる場合に限る。）

（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による決定により不動産に対する占有を解いて保管する場合又は保管のため申立人にその占有を取得させる場合（法第八条第一項第十七号）の手数料の額は、一万千円とする。

2 民事執行法第六十八条の二第一項の規定による決定により保管のため申立人に不動産の占有を取得させた場合におけるその保管状況の点検の手数

は第三号に係る部分に限る。）、第六十八条の二第一項、第七十七条第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）又は第一百八十七条第一項（同法第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる場合に限る。）

（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による決定により不動産に対する占有を解いて保管する場合又は保管のため申立人にその占有を取得させる場合（法第八条第一項第十七号）の手数料の額は、一万円とする。

2 民事執行法第六十八条の二第一項の規定による決定により保管のため申立人に不動産の占有を取得させた場合におけるその保管状況の点検の手数

料の額は、三千円とする。

料の額は、二千五百円とする。

3 (略)

(内覧の実施)

第十九条の二 内覧の実施（法第八条第一項第十七号の二）の手数料の額は、二万二千円とする。

2 (略)

(船舶国籍証書等の取上げ)

第二十条 船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書を取り上げる場合（法第八条第一項第十八号）の手数料の額は、一万七千円とする。

2 (略)

(自動車の引渡し等)

3 (同上)

(内覧の実施)

第十九条の二 内覧の実施（法第八条第一項第十七号の二）の手数料の額は、二万円とする。

2 (同上)

(船舶国籍証書等の取上げ)

第二十条 船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書を取り上げる場合（法第八条第一項第十八号）の手数料の額は、一万五千円とする。

2 (同上)

(自動車の引渡し等)

第二十二条 民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の規定により次の各号に掲げる物の引渡しを受ける場合の手数料の額は、当該各号に定める額とする。

一 自動車又は建設機械 八千円

二 小型船舶 一万千円

第二十二条 民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の規定により次の各号に掲げる物の引渡しを受ける場合の手数料の額は、当該各号に定める額とする。

一 自動車又は建設機械 七千円

二 小型船舶 一万千円

2 民事執行規則の規定により次の各号に掲げる物を回送する場合の手数料の額は、当該各号に定める額とする。

一 自動車又は建設機械 八千円

二 小型船舶 一万千円

2 民事執行規則の規定により次の各号に掲げる物を回送する場合の手数料の額は、当該各号に定める額とする。

一 自動車又は建設機械 七千円

二 小型船舶 一万千円

3 (略)

(見分の立会い)

(見分の立会い)

第二十五条 売却すべき動産を一般の見分に供する場合において、その見分に立ち会うときの手数料の額は、四千円とする。

(配当の実施)

第二十六条 配当を実施する場合の手数料の額は、三千円とする。

(明渡しの催告)

第二十六条の二 民事執行法第百六十八条の二第一項の規定による明渡しの催告をする場合の手数料の額は、一万千円とする。

2 (略)

(子の監護を解くために必要な行為)

第二十六条の三 民事執行法第百七十五条第一項又

第二十五条 売却すべき動産を一般の見分に供する場合において、その見分に立ち会うときの手数料の額は、三千五百円とする。

(配当の実施)

第二十六条 配当を実施する場合の手数料の額は、二千五百円とする。

(明渡しの催告)

第二十六条の二 民事執行法第百六十八条の二第一項の規定による明渡しの催告をする場合の手数料の額は、一万円とする。

2 (同上)

(子の監護を解くために必要な行為)

第二十六条の三 民事執行法第百七十五条第一項又

は第二項（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第一百四十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による子の監護を解くために必要な行為をする場合の手数料の額は、二万八千円とする。

2 前項に規定する事務に着手し、民事執行規則第一百六十三条第二号又は第三号（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規定（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第九十一条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由によつてその目的を達することができな

は第二項（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第一百四十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による子の監護を解くために必要な行為をする場合の手数料の額は、二万五千円とする。

2 前項に規定する事務に着手し、民事執行規則第一百六十三条第二号又は第三号（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規定（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第九十一条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由によつてその目的を達することができな

い場合の手数料の額は、八千円とする。

い場合の手数料の額は、七千円とする。

3 (略)

(代替執行)

第二十九条 民事執行法第百七十二条第一項の規定

による決定に基づく執行（法第八条第一項第二十  
号）及びその例による仮処分その他の保全処分の  
執行の手数料の額は、一万七千円とする。

2 (略)

(保全処分の執行)

第三十条 仮処分その他の保全処分の執行で、第三

条から前条までのいずれにも該当しないものの手  
数料の額は、一万千円とする。

2 (略)

3 (同上)

(代替執行)

第二十九条 民事執行法第百七十二条第一項の規定

による決定に基づく執行（法第八条第一項第二十  
号）及びその例による仮処分その他の保全処分の  
執行の手数料の額は、一万五千円とする。

2 (同上)

(保全処分の執行)

第三十条 仮処分その他の保全処分の執行で、第三

条から前条までのいずれにも該当しないものの手  
数料の額は、一万円とする。

2 (同上)

(中止の場合における差押え等の手数料)

第三十一条 中止の場合における第四条第一項、第五条、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十一项第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条から第十七条まで、第十九条第一項、第十九条の二第一項、第二十条第一項（第二十一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項各号若しくは第二項各号、第二十四条から第二十六条の二第一項まで、第二十六条の三第一項、第二十八条、第二十九条第一項又は前条第一項の手数料の額は、臨場前中止の場合においては九百円とし、臨場後中止の場合においては千七百円とする。

(中止の場合における差押え等の手数料)

第三十一条 中止の場合における第四条第一項、第五条、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十一项第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条から第十七条まで、第十九条第一項、第十九条の二第一項、第二十条第一項（第二十一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項各号若しくは第二項各号、第二十四条から第二十六条の二第一項まで、第二十六条の三第一項、第二十八条、第二十九条第一項又は前条第一項の手数料の額は、臨場前中止の場合においては八百円とし、臨場後中止の場合においては千五百円とする。

（その他の加算）

第三十三条の二 第四条、第十条、第十一条、第十一

三条、第十九条から第二十二条まで（第十九条第

二項及び第二十二条第二項を除く。）、第二十六

条の二、第二十六条の三、第二十九条又は第三十

条に係る執務が次の各号に掲げる事由に該当する

ときは、各執務の手数料の額に、それぞれ当該各

号に定める額を加算する。ただし、第四条第一項

、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条第一

項、第十九条第一項、第十九条の二第一項、第二

十条第一項、第二十一条、第二十二条第一項、第

二十六条の二第一項、第二十六条の三第一項、第

二十九条第一項又は第三十条第一項に規定する事

（新設）

務に着手し、その目的を達することができない場合においては、その加算して得た額は、これらの規定に定める手数料の額を超えることができない。

一 民事執行法第六条第一項（これを準用する場合を含む。）又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百四十二条第二項の警察上の援助を受けたとき 各執務の手数料の額の十分の四

二 民事執行法第七条（これを準用する場合を含む。以下この号及び第五号において同じ。）に規定する立会人を立ち会わせたとき（前号、次号又は第五号（未成年者の心理に関する専門的

な知見を有する者を同条の規定により立ち会わせたときに限る。) に該当するときを除く。)

各執務の手数料の額の十分の一

三 差押え、引渡し又は立入りに当たり、閉鎖し

た戸又は金庫その他の容器を開くため、執行官規則(昭和四十一年最高裁判所規則第十号)第十二条の技術者を使用したとき 各執務の手数料の額の十分の三

四 第十一条第一項、第十九条第一項又は第三十

条第一項に規定する事務に關し、不動産又は人の居住する船舶等の占有者が住居の確保に係る支援その他の必要な支援を受けることができる

ようとするため、民事執行法第十八条第一項(

これを準用する場合を含む。) の援助を受けた  
とき 各執務の手数料の額の十分の四

五 第二十六条の三第一項に規定する事務に  
未成年者の心理に関する専門的な知見を有す  
る者を民事執行法第七条の規定により立ち会わ  
せ、若しくは執行官規則第十二条の規定により  
使用し、又は国際的な子の奪取の民事上の側面  
に関する条約の実施に関する法律第一百四十二条  
の規定による立会いその他の必要な協力を受け  
たとき 各執務の手数料の額の十分の四

事務総局会議（第30回）議事録

日時	令和元年11月19日（火）午前10時00分～午前10時35分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 民事執行規則等の一部を改正する規則の訂正について 門田民事局長説明（資料第2）</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2
秘書課長 大須賀 寛	

事務総局会議資料第1  
(11月19日開催)

(令和元. 11. 19 総三印)

民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程  
について

(配布資料目録)

- 1 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程案
- 2 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程の理由案
- 3 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照  
条文

（令和元・一一・一九総三印）

最高裁判所規程第 号

民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程

（民事事件記録符号規程の一部改正）

第一条 民事事件記録符号規程（平成十三年最高裁判所規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「財産開示事件

「財産開示事件」を  
「第三者からの情報取得事件

「財チ」に、「油濁損害賠償責任制限事件」を「油濁等損害賠償責任制限事件」に改める。

（事件記録等保存規程の一部改正）

第二条 事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項を削り、同条第五項中「附隨事件」を「付隨事件」に、「附隨する」を「付隨する」に改

め、同項を同条第四項とする。

第五条中「、債権等執行事件」を削り、「附隨事件」を「付隨事件」に改める。

第七条の見出し中「附記」を「付記」に改め、同条中「除く。」の下に「及び別表第二に掲げる移送の決定の原本」を加え、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

別表第一の十三の項中「一財産開示事件」を「一財産開示事件  
第三者からの情報取  
得事件」に、同表の十四の項

中「油濁損害賠償責任制限事件」を「油濁等損害賠償責任制限事件」に改める。

#### 附 則

この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 第一条のうち民事事件記録符号規程別表の改正規定中「油濁損害賠償責任制限事件」を「油濁等損害賠償責任制限事件」に改める部分及び第二条中事件記録等保存規程別表第一の十四の項の改正規定 船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第十八号）の施行の日
- 前号に掲げる規定以外の規定 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に

闇する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二号）の施行の日

## 理 由

民事執行法及び船舶油濁損害賠償保障法の改正に伴い、民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係——民事事件記録符号規程（平成十三年最高裁判所規程第一号）

新

別表

地方裁判所

(略)

財産開示事件

第三者からの情報取得事件

油濁等損害賠償責任制限事件

旧

別表

地方裁判所

(同上)

財産開示事件

(新設)

(同上)

油濁損害賠償責任制限事件

財チ

油

(四)

(上)

第二条関係——事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）

新

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

（削る）

旧

（定義）

第二条（同上）

2・3（同上）

4|「」の規程で「債権等執行事件」とは、債権及び  
その他の財産権に対する強制執行事件、少額訴訟  
債権執行事件並びに債権及びその他の財産権を目的  
とする担保権の実行及び行使事件をいう。

5|この規程で「付隨事件」とは、証拠保全事件その他の主たる事件に付隨する事件をいう。

(家庭事件等の特例)

第五条 最高裁判所は、必要があるときは、家庭事件、督促事件、保全命令事件、簡易確定事件及び付隨事件の記録及び事件書類の保存裁判所及び保存期間について、別段の定めをすることができる。

(裁判の原本等への付記)

第五条 最高裁判所は、必要があるときは、家庭事件、督促事件、保全命令事件、債権等執行事件、簡易確定事件及び付隨事件の記録及び事件書類の保存裁判所及び保存期間について、別段の定めをすることができる。

(裁判の原本等への附記)

第七条 事件書類のうち、別表第一において保存期間が定められているもの（移行の決定の原本を除く。）及び別表第二に掲げる移送の決定の原本には、当該裁判、審判又は調書等の送達及び確定又は訴え等の取下げの事実を附記しなければならない。上訴裁判所から送付された終局裁判の正本に

第七条 事件書類のうち、別表第一において保存期間が定められているもの（移行の決定の原本を除く。）には、当該裁判、審判又は調書等の送達及び確定又は訴え等の取下げの事実を附記しなければならない。上訴裁判所から送付された終局裁判の正本についても、同様とする。

ついても、同様とする。

別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間	一 一 二 二 （略）
			十三
少額訴訟債権 執行事件 事件届に基づいて執行裁判 所が実施する 配当等手続事 件 不動産、船舶、 航空機、自動車、 及び建設機械 に対する強制執 行事件 債権及びその 他の財産権に に対する強制執 行事件	（略）		

別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間	一 一 二 二 （同上）
			十三
少額訴訟債権 執行事件 事件届に基づいて執行裁判 所が実施する 配当等手続事 件 不動産、船舶、 航空機、自動車、 及び建設機械 に対する強制執 行事件 債権及びその 他の財産権に に対する強制執 行事件	（同上）		

十四	及び小型船舶 を目的とする 担保権の実行 としての競売 等事件 債権及びその 目的とする担 保権の実行及 び行使事件 他の財産権を 債権及びその 目的とする担 保権の実行及 び行使事件 第三者からの 財産開示事件 企業担保権実 行事件 情報取得事件 行事件 破産事件 小規模個人再 生事件 再生事件 給与所得者等 会社更生事件 承認援助事件 船舶所有者等 資任制限事件 油漏等損害賠 賠事件									
----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略)										
(略)										

十四	及び小型船舶 を目的とする 担保権の実行 としての競売 等事件 債権及びその 目的とする担 保権の実行及 び行使事件 他の財産権を 債権及びその 目的とする担 保権の実行及 び行使事件 第三者からの 財産開示事件 企業担保権実 行事件 情報取得事件 行事件 破産事件 小規模個人再 生事件 再生事件 給与所得者等 会社更生事件 承認援助事件 船舶所有者等 資任制限事件 油漏等損害賠 賠事件									
----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(同上)										
(同上)										

十五～二十七	(略)	件	債責任制限事
--------	-----	---	--------

十五～二十七	(同上)	司	責任制限事件
--------	------	---	--------

(令和元. 11. 19民三印)

民事執行規則等の一部を改正する規則の訂正について

最高裁判所裁判官会議（令和元年10月30日開催・第30回）の裁判官会議資料「民事執行規則等の一部を改正する規則（改め文）」の31ページ4行目の「百四十条第一項」を「第百四十条第一項」と訂正する。

事務総局会議（第31回）議事録	
日時	令和元年11月26日（火）午前10時00分～午前10時08分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、成田民事局第一課長、福家刑事局第一課長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 令和元年度外国出張計画について 大須賀秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催について 堀田人事局長説明（資料第2）</p> <p>3 経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について 笠井経理局長説明（資料第3）</p> <p>4 経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について 笠井経理局長説明（資料第4）</p>
結果	◎ 了承 1, 2, 3, 4
秘書課長 大須賀 寛之	

令和元年度外国出張計画

1 最高裁判所判事 合計2人

(1) アメリカ合衆国、カナダ 最高裁判事1人  
(2) (1)の随行 裁判官1人

2 裁判官司法事情研究 合計3人

(1) 刑事手続のIT化等の実情調査（英国、約1週間）【刑事局】 裁判官1人  
(2) 性犯罪に直面した被害者の心理等の理解を深める取組の実情調査（カナダ、  
約1週間）【刑事局】 裁判官2人

3 一般職司法事情研究 合計1人

刑事手続のIT化等の実情調査（英国、約1週間）【刑事局】 一般職1人

(令和元. 11. 26 人総印)

人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和2年2月13日（木）及び14日（金）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 人事上の諸問題について  
(2) その他
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の人事課長及び人事課企画官又は人事課課長補  
佐のうちいずれか1人

合計 16人

(令和元. 11. 26 経監印)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和2年1月22日（水）及び23日（木）
- 3 場 所 最高裁判所
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議
- 5 出 席 者 高等裁判所事務局次長 8人

(令和元. 11. 26 経監印)

経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について

1 主 催 最高裁判所  
2 期 日 令和2年2月13日（木）及び14日（金）  
3 場 所 最高裁判所  
4 協議事項 (1) 新年度における予算の示達方針  
                  (2) その他経理行政事務全般の連絡協議  
5 出 席 者 高等裁判所事務局の会計課長及び会計課企画官、会計課課長補佐  
                  又は会計課専門官のうちいずれか1人                   合計 16人